

## データ連携基盤サブ WG 運営規則(案)

平成 30 年 1 月 23 日  
データ連携基盤サブ WG

## (サブWGの運営)

第1条 データ連携基盤サブ WG(以下「サブ WG」という。)の議事の手続、その他サブWGの運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

## (座長)

第2条 サブWGには座長を置く。

2 座長は、サブWGの事務を掌理する。

3 座長がサブWGに出席できない場合は、あらかじめ座長が指名する構成員が、その職務を代理する。

## (構成員の欠席)

第3条 サブWGに属する構成員が検討会を欠席する場合は、その構成員が指名する代理人をサブWGに出席させることを許可する。ただし、代理人や他の構成員に議決権の行使を委任することはできない。

2 サブWGを欠席する構成員は、座長を通じて、当該サブWGに付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

## (議事)

第4条 サブWGは、構成員の過半数が出席しなければ、議決することができない。

2 サブWGの議事は、構成員で会議に出席した者の半数以上で決し、可否同数の場合は座長の決するところによる。

3 サブWGは、関係機関に対して必要な協力を求め、調査・検討等に参加させることができる。

4 サブWGは、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。

## (調査・検討事項)

第5条 サブWGは、Society 5.0 実現のためのデータ連携基盤整備及びそれに附帯する事項に関し調査・検討等を行う。

2 サブWGが、前項の調査・検討事項の議決内容について他のWG等と共有し、意見を求めることを必要と認めた場合、サブWGの座長は他のWG等の座長に議決する内容について連絡する。

## (公開)

第6条 サブWGの会議は原則として公開する。ただし、座長が会議を公開しないことが適当であると認めたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により検討会の会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表

するものとする。

(議事内容の公表)

第7条 座長は、サブWGにおける議事内容を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が議事内容を公表しないことが適当であるとしたときは、サブWGの決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、サブWGに関し必要な事項は、座長が定める。

(了)